発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会 Japan Young Lawyers Association Attorneys and Academics Section



〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階 **つ** 03 (5366) 1131 代) FAX 03 (5366) 1141 青法協HP http://www.seihokyo.jp

東京高裁で違憲判決!—「結婚の自由をすべての人に」東京一次訴訟 鈴木創大 人間らしく生きたい! 岡山人間裁判における勝訴のご報告 森岡佑貴 〈シリーズ:憲法と私②〉強「すぎる」参議院? 秋田智行 法科大学院生部会「袴田事件」講演会企画のご報告 「第18回人権研究交流集会 in 東京」への参加・ご協力のお礼と 今後に向けた決意 原 和良 【議長トーク】「一年に一度は」 笹山尚人 2024年度第3回常任委員会(冬の全国ミーティング・東京)開催 新刊旧刊 樋口英明 著『原発と司法』—国の責任を認めない最高裁判決の罪 宮腰直子



また。 京都・立岩 (間人皇后・聖徳太子母像)

京高裁で違憲判決!

鈴木 創大 東京

(1)

本判決の概要

2

婚姻の目的・意義について

指摘する 自体に……法的保護を与えてきたものである」と が国の婚姻制度は、 件とされず、「婚姻の目的について、子の生殖より る見解が大勢を占めてきた」ことからすれば、「我 て、子の生殖の能力や意思があることは婚姻の要 本判決は、まず、婚姻制度の目的・意義につい 婚姻当事者間の永続的な人的結合を重視す 婚姻当事者間の人的結合関係

は、 配偶者としての法的身分関係の形成ができること らの自由意思により人生の伴侶と定めた相手」と、 そのうえで本判決は、「婚姻をすることで、 「個人の人格的存在と結び付いた重要な法的 白

はじめに

1

決が出された(以下「本判決」という)。 憲法一四条一項及び二四条二項に違反するとの判 上の同性同士の婚姻を認めていない現行法令が、 自由をすべての人に」東京一次訴訟について、法律 一〇二四年一〇月三〇日、 東京高裁で、 「結婚の

月一四日の札幌高裁判決に続く、高裁で二件目 の訴訟が係属しており、 違憲判決である。 本訴訟については、 全国五か所の裁判所で六件 本判決は、二〇二四年三

を当然の前提として議論がされたにとど」まるの 段として、「憲法二四条の制定時には、 を許容する趣旨であると解することはできないと れていることを根拠に、 とは男女間の人的結合関係をいうものであること 的結合関係には同様の法的保護を与えないこと 合関係のみを法的な保護の対象とし、同性間の人 であるから、「両性」、「夫婦」という文言が用いら 憲法が「男女間の人的結

性的指向による区別取り扱いの存在

指摘した。

れができないという区別」があることを指摘した。 できるのに対し、性的指向が同性に向く者は、こ 婚姻により配偶者としての法的身分関係の形成が に向く者は、自らの自由意思により人生の伴侶と て、まず、現行法令のもとで、「性的指向が異性 定めた相手との永続的な人的結合関係について、 本判決は、 憲法一四条一項違反の検討に当たっ

上記区別の憲法適合性の判断枠組み

関しての国会の「裁量権を考慮しても、 合には、 をすることに合理的な根拠が認められない場合に 本判決は、婚姻及び家族に関する制度の構築に 上記区別は憲法 憲法二四条二項にも違反する」という判 一四条一項に違反し、その場 上記区別

利益」であるとした。

憲法二四条の意義

本判決は、憲法一四条一項違反の検討に進む前

……婚姻

(2)

断枠組みを立てた。

婚姻の不可欠の目的ではないこと、②同性間の人

・ 上記区別の合理的根拠の有無

ア 本判決は、「婚姻制度は、歴史的にみれば、男女が共に生活し、子をもうけて育てるという人の自然な営みの存在を基礎として設けられたもの」であり、「婚姻した夫婦による子の生殖と養育の」であり、「婚姻した夫婦による子の生殖と養育が社会の次世代の構成員の確保につながる重要な社会的機能を果たしてきた」と指摘する。

しかし、それに続けて本判決は、①子の生殖は



ても、 であることを考慮しても」、上記「区別が生じてい 考え方が国民一般に広く共有されている状況にあ 調査の結果などから、現在、 とに合理的根拠があるとはいえない」と判示した。 社会的機能との関係において、上記区別をするこ ている例が実際に存在していることを指摘する。 ものではないこと、③同性同士の共同生活におい 間の婚姻に与えられてきた法的保護は何ら減ずる 的結合関係に婚姻と同様の保護を与えても、 とはいえない」と判示した。 る状態を現在も維持することに合理的根拠がある 族に関する事項は国の伝統や国民感情を含めた社 るとはいえ」ないと指摘したうえで、「婚姻及び家 会状況における種々の要因を踏まえて定めるべき そしてそれを踏まえれば、 イ 一方のみと血縁関係のある子などを養育 また本判決は、近年の同性婚に関する意識 同性婚に「否定的 「婚姻制度の目的や 男女

ウ さらに本判決は、上記区別を解消するため 方法について、婚姻を同性間でも認める立法を 方法もあると指摘する。また、いずれの方法をと る場合でも「具体的な制度の構築は国会の合理的 な立法裁量に委ねられている」と指摘する。

ない」と判示した。
ない」と判示した。
ない」と判示した。

憲法適合性についての結論

違反する」と結論付けた。 本判決は、以上のような検討を経て、「現行の本判決は、以上のような検討を経て、「現行の法的身分関係の形成に係る規定を設けていないことは……憲法一四条一項、二四条二項にとしての法的身分関係の形成に係る規定を設けていないことは……憲法一四条一項、二四条二項に対する」と結論付けた。

本判決の評価

3

きる。を認めたものであり、歴史的であり高く評価でると認めたものであり、歴史的であり高く評価でると認めたものであり、歴史的であり高く評価であると認めたものであり、歴史的であり、歴史のであり、歴史のであり、

会の立法裁量の限界を明確に指摘したことは、司会の立法裁量の限界を明確に指摘したことは、国有無にかかわらず、配偶者の地位にあることにより当然に生ずるものとされている財産的権利について、男女間の婚姻とは異なる規律とすることはいて、男女間の婚姻とは異なる規律とすることにより当然に生ずるものとされている財産的権利について、男女間の婚姻とは異なる規律とすることは、司法に対して、国女問題が生じ得る」と、国家に対して、国家の選択肢」があるとし、国家に対して、国家の選択を明確に指摘したことは、司会の立法裁量の限界を明確に指摘したことは、司会の立法裁量の限界を明確に指摘したことは、司法に対した。

解消するためにとるべき立法措置として複数の選

それに続けて本判決は、

「上記区別を

法府から立法府への強いメッセージといえる。

4 最後に

原稿執筆時点で、二件の高裁判決を含む七件も

直ちに婚姻の自由と平等を実現する立法が行われ下されること、そして何より、立法府において、裁及び最高裁判決においても、明確な違憲判断が積み重なってきた。今後の全国の高

等の実現のため、尽力していきたい。ることを強く期待する。今後も、婚姻の自由と平

岡山人間裁判における勝訴のご報告 人間らしく質をたい!

岡山 森岡 佑貴

処分取消判決の言い渡し

二○二四年一○月二八日、岡山県内の生活保護 二○二四年一○月二八日、岡山県内の生活保護 単の見直しを理由と はる保護変更決定処分(生活保護基準引下げ)の する保護変更決定処分(生活保護基準引下げ)の なされた各処分は違法であるとして取り消す旨の おざれた各処分は違法であるとして取り消す旨の おがなされました。

くの原告が闘っているなかで一八番目の地方裁判前記訴訟は、全国二九都道府県で一○○○人近

所における勝訴判決でした。

及び国の言い分国が行った生活保護基準の引下げ

今回の生活保護基準の引下げは、二○一二年当国は前記引下げの根拠として、一般低所得者と民党政権で行われたものでした。
国は前記引下げの根拠として、一般低所得者と民党政権下で行われたものでした。

生活保護利用者の消費動向の違い(ゆがみ)を調整するという「ゆがみ調整」と、過去の物価下落整するという「ゆがみ調整」と、過去の物価下落整理由に調整する「デフレ調整」を挙げ、これらのとを前提に、その違法性の判断枠組みについて国とを前提に、その違法性の判断枠組みについて国とを前提に、その違法性の判断枠組みについて国とを前提に、その違法性の判断枠組みについて国とを前提に、その違法性の判断枠組みについて国とを前提に、その違法性の判断枠組みについて国とを前提に、その違法性の判断枠組みについることが明らかな場合に限って裁量権の逸問の主張となると主張した。

また、国は、ゆがみ調整についてはそのゆがみまた、国は、ゆがみ調整については裁判が進んでいく中で明らかとについて分析した生活保護基準部会によってまとは当初、これについて何ら説明せず、この二分のに当初、これについて何ら説明せず、この二分のは当初、これについて何ら説明せず、この二分のは当初、これについて何ら説明せず、この二分のは当初、これについてはそのゆがみました。

三 岡山地裁判決の概要

前記のような国の主張に対し、岡山地裁判決 がねないと厳しく否定しました。がねないと厳しく否定しました。が記録をといって適切な判断過程と手続を経るべきこる判断枠組みについては行政庁が裁量的判断を行る判断枠組みについてお前が及ばないことになりとについて何ら司法的統制が及ばないことになりという。は、判断枠組みについて老齢加算廃止最高裁判決は、判断枠組みについて老齢加算廃止最高裁判決は、判断枠組みについて必要に対し、岡山地裁判決は、判断枠組みいと厳しく否定しました。

ゆがみ調整については二分の一調整を行うことを記る部分についても一律に二分の一調整をした点にる部分についても一律に二分の一調整をした点にる部分についても一律に二分の一調整をした点において、完全なゆがみ調整を行った場合と国が行った二分の一調整とを裁判所自ら表にまとめ、分った二分の一調整とを裁判所自ら表にまとめ、分で否定し、厚生労働大臣の判断過程に被保護者の任活への影響等の観点から見て逸脱・濫用がある生活への影響等の観点から見て逸脱・濫用があるとしました。

さらに、岡山地裁は、ゆがみ調整に加えて調整を行うことそのものの必要性等については一定の
定おいて、ゆがみ調整に加えてデフレ調整を行う
場合の生活扶助基準が一般低所得者世帯における
場合の生活扶助基準が一般低所得者世帯における
場合の生活扶助基準が一般低所得者世帯における
がなされていない点で、判断過程に過誤ないし欠
がなされていない点で、判断過程に過誤ないし欠
がなされていない点で、判断過程に過誤ないして
さらに、岡山地裁は、ゆがみ調整に加えて調整
さらに、岡山地裁は、ゆがみ調整を行う判断の過程

ものと認めるには足りないとして棄却されました。とによっては回復できない精神的苦痛を被ったに関しては本件各処分が判決により取り消されるでとによっては回復できない精神的苦痛を被ったととによっては回復できない精神的苦痛を被った。とによっては回復できない精神的苦痛を被った。

前記のような判断がなされた

四

た。これに対し、国は実際のデータを提出するこの際に用いた実際のデータを開示するよう求めるなどかなり積極的な訴訟指揮をしてくれていましなどかなり積極的な訴訟指揮をしてくれていましなどかなり積極的な訴訟指揮をしてくれていましなどかなり積極的な訴訟指揮をしてくれていました。これに対し、国は実際のデータを提出することが、裁判所から国地地裁では、前記判決に先立ち、裁判所から

とが出来ませんでした。とどまるなど裁判所の求釈明に正しく回答することどく、仮定の数値などで算出方法を説明するに

響を与えたことは言うまでもありません。 こうした国側の訴訟態度が先の判決に大きな影

五 岡山地裁判決の評価

徴があります。
前記のような岡山地裁の判断は、次のような特

まず、同種事件では、多くの勝訴判決においてます、同種事件では、多くの勝訴判決はこのような全国的な勝訴判決の書き方に囚われることなく、二分の一調整を判断の中心に据え、二分の一調整についてこれを行わなかった場合と行った場合の計算過程を比較し、国の主張の不合理な点を明らかにし、その違法性を判断したところに最大の特徴があります。

にも影響を与える可能性があります。ら同様の主張がなされている他の地裁高裁の判断の主張を丁寧に反論し、否定をしている点で国か次に、判断枠組みの面においても、国側の最新

ものであり、自分たちの頭でよく考えて判断した定し、その判断もまさにオリジナリティに富んだ傾け、真摯に主張と証拠を読み込み、違法性を認このように岡山地裁判決は、原告らの声に耳を

点は素晴らしいと評価できます。

六 生活保護基準の引下げが違法で

消を命じる判決が続出し、原告側勝訴判決が過半方裁判所においてその違法性が認められ、処分取先の生活保護基準の引下げを巡っては多くの地

いという態度を示していると思います。れらのことからも国側の行った引下げが誤っていれらのことからも国側の行った引下げが誤ってい数を上回るという異例の事態となっています。こ

判所の裁判官の優れた判断を踏まえて、国の行っす。岡山地裁の裁判官を始めとする多くの地方裁全国の裁判の舞台は既に最高裁に移っていま

きます。

度の生活が守られることを願っています。た引下げを違法と判断し、健康で文化的な最低限

判断は正しかったと認めてもらうべく活動してい判所に移っています。高等裁判所でも岡山地裁の岡山の事件もその後、控訴され、舞台は高等裁度の生活が守られることを願っています。



(は) とのまして。京都法律事務所に所属する、 にて、早一年が経ちました。まだまだ実力不足で、 一人前どころか、半人前の弁護士にもなれており、ません。二年目も、実務の荒波に揉まれながら、 ません。二年目も、実務の荒波に揉まれながら、 たゆまず研鑽に励みたいと思います。 たゆまず研鑽に励みたいと思います。

取り上げます。
こで、今回は、統治機構の分野から、第四二条を野を取り上げたものが見当たりませんでした。そ

(第) に条文です。一院制は、市民の(往々にして一過 しい議決を生むとは限らないということは歴史的 に条文です。多数決原理が必ずしも常に正

想を基礎に設計されたものと解されます。院) による専制」を予防するための権力分立的発的な) 支持・熱狂を盾にして行われる 「議会 (第一

第二院たる参議院は、衆議院と同じく、「全国保を代表する選挙された議員」で組織されており、それなりの強い権限が与えられています。法律案の再議決要件としての三分の二の多数をクリアすることは、実のところ、容易ではありません。もっとも、自民党が両院で単独過半数を占めていた時代は、そのことはさほど意識されておらず、むしろ、参議院は、「衆議院のカーボンコピー」と揶揄されることがしばしばでした。しかし、五十五年体制の崩壊以後、両院の構成が異なることは、年体制の崩壊以後、両院の構成が異なることは、なり、「カーボンコピー」であると思われていた参議院が、実は強い権限を持っていたという事実が自覚されるようになりました。

され、そのような状態で実施される国政選挙にお両院の第一党が異なる状況は、「ねじれ」と表現

議院が強

「すぎる」として、その責任を転嫁する

妥協による合意形成を怠ってきたツケを、

あります。運用に憲法を合わせるのではなく、

ことは許されません。

問題

には

制

度の運用にこそ

です。

五十五年体制下において、

両院間での

調

いということは、

当然に想定されて然るべき状況

|院制を採用する以上、

両院の意思が一致しな

いては、 る」とやり玉にあげられることすらあります。 あるかのように扱われ、 されます。 「ねじれ解消」が最大の争点であると喧 「ねじれ」は政治の停滞を招く「悪」 現在の参議院は強 一すぎ で 层

ます。 戦争に突き進んでいった歴史の反省の上に制定さ そが、それぞれ考え方の違う市民の納得を得て、 ます。その意味で、 模索して、最終的な決定に至る。そうしたプロセ ないでしょうか。民主主義の要諦は、 は、 よりよい決定に到達するために不可欠です。 治制度といえます。 スこそ重要です。熟議には、 による合意形成こそ、 徹底した議論による合意の形成にあるのでは 日本国憲法の理念であるといえます。 少数意見を尊重し、 かし、 み込んでいる日本国憲法の統治機構の理念 民主的基盤を有する強い参議院を組 しかし、その 民主主義は、 軍部の独走を許し、 議論を重ね、 時間と費用がかかり 「面倒くさい」政 「面倒くささ」こ 熟議にあり 合意点を 悲惨な 熟議

法に運用を合わせることこそが求められます。

です。 もあり、 参議院の独自の役割、 そのような状況だからこそ、 きく揺れ動くことも珍しくない今日この頃です。 ようとします。そんな中で、 問題があります)を盾に、 を駆使したネット選挙運動が浸透しつつあること 三年ごとに定期的に民意をチェックする参議 の解散権に事実上制約がないということ自体にも 我々に再考の機会を与えてくれます。 よる「世論の支持」 有権者の投票行動が、 価値に光があてられるべき 一足飛びに議論を進 (もちろん、 「再考」の府としての 政局に左右されず、 選挙の度ごとに大 現状、 S N S 内閣

は、

な一票を投じましょう にはない、 一〇二五年は、 参議院の独自 参議院選が行われます。 価値を再確認し、 衆議院 確

一党 (政権与党) は 解散総選 挙に

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

弁学合同部会40年の軌跡

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40 年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和 的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはか り、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の"魂"というべきものを教えられる、人権 活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法:郵便振替(手数料はご負担下さい)●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ 定価2,500円(税込)



講演会の概要

とい。 とい。 は科大学院生部会は、一月一三日、講演会 が表面でご活躍される戸舘圭之先生をお招きし、 が護団でご活躍される戸舘圭之先生をお招きし、 が正すり が語る『袴田事件』~再審無罪

を超えた関心の高さが窺われました。ースクール生・修習生で、袴田事件に対する世代もの方にご参加いただき、その大半が大学生・ロ・講演会には会場とオンライン合わせて約四○名

一 袴田事件

社の専務宅で、一家四名が殺害された強盗殺人・袴田事件は、一九六六年、静岡市の味噌製造会

求めた事件です。 んが、無実であることを訴えて再審、無罪判決を放火事件の犯人とされ死刑判決を受けた袴田巖さ

苦しみを強いられてきました。
──一九八○年に死刑判決が確定するまで、四○年以上も年に再審無罪判決が確定するまで、四○年以上も

非人道的な取り調べによる自白調書

接田さんの自白調書は、真夏の猛暑のなか朝から深夜まで連日取り調べられた末に作られたものら深夜まで連日取り調べられた末に作られたものとの連携により肉体的・精神的な苦痛を与えてとの連携により肉体的・精神的な苦痛を与えてとの連携により肉体的・精神的な苦痛を与えてとの連携により肉体的・精神的な苦痛を与えています。このような取り調べになったのは、

れに盲目的に固執したためです。

面調書だけ証拠として採用しました。排除したものの、有罪判決を下すために一通の検作成された四五通の自白調書のうち四四通を証拠の一番一審は、明らかに任意性が否定される状況で

不自然すぎる証拠「五点の衣類

匹

田さんには小さすぎて、着衣実験では腿の辺りまでなっています。さらに、ズボンに至っては、特になっています。さらに、ズボンに至っては、特になっています。さらに、ズボンに至っては、味噌になっています。さらに、ズボンに至っては、味噌になっています。さらに、ズボンに至っては、味噌になっています。さらに、ズボンに至っては、味噌になっています。さらに、ズボンに至っては、味噌になっています。さらに、ズボンに至っては、味噌

となりました。 ねつ造証拠であることが強く疑われ、最大の争点 でしか上がってきませんでした。捜査機関による

五 再審無罪判決までの道のり

東京高裁はこれを棄却しました。 時抗告しましたが、紆余曲折の末、二〇二三年に さんは四七年ぶりに釈放されました。検察官が即 ものの、二〇一四年、 袴田さんの第一次再審請求は認められなかった 死刑及び拘置の執行の停止を命じ、 静岡地裁は第二次再審請求 袴田

により、ついに再審無罪判決が確定しました。 て、一〇月九日に検察官が上訴権を放棄したこと つ造と判断し、無罪判決を言い渡しました。そし 類と唯一の自白調書はいずれも捜査機関によるね 一〇二四年九月二六日、静岡地裁は、 五点の衣

再審制度について

ださいました。再審制度の基本理念は「無辜の救 ん。現行法上、再審制度は、誤った裁判によって 誤った有罪判決に権威など認める必要はありませ いという考え方が根強かったそうです。しかし、 ら、再審は極めて限定的な場合にしか認められな せば裁判所の権威ひいては社会秩序を保てないか 済」です。かつては、一度確定した有罪判決を覆 、舘先生は再審制度についても詳しくご教示く

> 解されるに至っています。 濡れ衣を着せられた人を救済する制度であると理

せん。 が開かれ、 よって無罪の可能性が出てきたら、常に再審の道 たとえ判決が確定した後でも、もし新しい証拠に したとしても「仮説」にすぎません。したがって、 裁判による事実認定は、どこまで慎重さを徹底 反証の機会が与えられなければなりま

七 死刑制度と法律家の職

がたまらなく恐いのだ」。 刑そのものが恐いのではなく、恐いと恐怖する心 ろえて言う、死刑はとても恐いと。だが、実は死 虐の何たるかを熟知した。(死刑)確定囚は口をそ 刑囚として特殊な環境におかれ、初めて死刑の残 いてこう語っています。「私はデッチ上げにより死 袴田さんは、獄中からの手紙で死刑の恐怖につ

ある以上、無睾の不処罰という再審制度の基本理 誤判救済の途を不可逆的に閉ざしてしまう制度で される危険が常につきまといます。死刑制度は 念と根本的に相容れない刑罰です。 死刑制度がある限り無実の人が国家によって殺

人々を援助し、誤判をただすよう努力しなければ され有罪とされることの不幸の大きさ、 戸舘先生はさいごに、「無実の人が誤って起訴 哀しさ……苦悩を汲み取り、 その驚

き

ならない。それは国民にとっての人間的な義務で ならない問題だとおっしゃっていました。 るかは法曹三者と一般市民が真摯に取り組まねば を引用され、冤罪や再審法、 業的な責務である」という小田中聡樹先生の言葉 あり、……裁判官、 検察官、 死刑制度をどう考え 弁護士にとっての職

八 感想

がなかったので勉強になった」という声も多く寄 せられました。 からは「再審や死刑制度について学び考える機会 の闘いに、深い感銘を受けました。また、 決を決して諦めなかった袴田事件弁護団の先生方 多くの困難や不当な判決が続いても再審無罪判 参加者

がいい」と厳しく温かいエールをいただきましたの かく試験受かってください! 今は志とかはいっ たん置いておいて、試験受かることに注力した方 さいごに、戸舘先生から受験生に対して「とに 司法試験合格に向けて勉学に励みたいと思い

第 加。可能力のお礼と今後に向けた発息 人権 研究交流集会に東京」への 会・実行委員長一八回人権研究交流 原 和良

心からお礼申し上げます。かのためにご尽力・ご協力いただいたみなさまに功のためにご尽力・ご協力いただいたみなさま、集会の成一、一八回人権研究交流集会が開催されまし

八年から三~四年ごとに開催してきた集会です。深刻化した公害事件をきっかけに、一九六九年から取り組まれてきた全国公害研究集会の趣旨を継ら取り組まれてきた全国公害研究集会の趣旨を継ら取り組まれてきた全国公害研究集会の趣旨を継

一日目の分科会は、①PFAS問題分科会、② 動の情勢の中で開催され、また対応を迫られる喫緊の人権課題を取り上げた分科会が開催され、まさに新しい時代を切りひらくための法律家と市民の集会となったものと確信しています。

二日目の全体会では、本集会のテーマである、管法問題分科会、③同口基一氏に対する弾劾裁入管法問題分科会、③同日をすべての人に」と地球分科会、⑤「結婚の自由をすべての人に」と地球分科会、⑥「結婚の自由をすべての人に」と地球分科会、⑥「結婚の自由をすべての人に」と地球分科会、⑥「結婚の自由をすべての人に」といるが、多数判心勝法分科会、⑩保育と子どもの権の方針会、と青法協ならではの多様な人権課題をめの有意義な研究と交流が繰り広げられました。

の大きな成果です。

3 ウクライナやパレスチナのガザ地区では 国際法上も違法な人権侵害・虐殺行為が 国際法上も違法な人権侵害・虐殺行為が 「平和への権利」は、現在の世界と日本を取り巻く 「平和への権利」は、現在の世界と日本を取り巻く 「中和への権利」は、現在の世界と日本を取り巻く おいます。

一九五四年の青年法律家協会の設立趣意書では、次のように結成の趣旨を説明しています。「平和」それは、つねに人類の渇望してやまないものであります。……「民主主義」これこそ平和ものであります。

残念なことに、設立から七○年を迎えた私たちは、七○年前の先輩法律家の危惧を払拭できておらず、青年法律家である私たちはこの設立の趣意の実現のために努力すべき責務を負っています。この集会が、新たな青年法律家たちの飛躍の契機となったことを確認し、お礼と連帯のご挨拶と機となったことを確認し、お礼と連帯のご挨拶とします。

ことをわたくしたちは身を以て体験しました。

平和への権利~市民が求める平和、

市民が創り

組んでいくことを決意いたします。 義、基本的人権獲得・擁護のたたかいに一層取り 私たちは、この集会の成功を力に平和・民主主

の新たな第一歩が踏み出されたことは、この集会

利~東京宣言」が採択され、平和を創りだす実践が行われました。そして、集会では「平和への権猿田佐世弁護士の報告とパネルディスカッションのゲストスピーチ、②上野格前議長のコーディネのゲストスピーチ、②上野格前議長のコーディネだす平和」を取り上げ、①玉城デニー沖縄県知事



見て回って温泉や地元グルメに舌鼓をうつ。 告に接して刺激を受ける、地方の景勝地を

良いですね~。青法協の今度の全国ミーティ

青法協と機関紙「青年法律家」をよろしくお あけましておめでとうございます。本年も

まり触れる機会のない事件や全国の活動報 全国ミーティングがあります。そこで普段あ 議等に出向くことだったりしますね。青法協 分転換となる出来事が必要かと思うのです。 ーションを保つための、癒やしというか、気 レスフルなことでしょう。ですから、モチベ 事件も多いはず。苦労が多く、さぞかしスト う。そんなみなさんの担当する事案は困難な 実現するべく日夜尽力されていることでしょ うか。会員の皆様は、日々青法協の精神を どのように癒やしていく手法をお持ちでしょ が、会員の皆様は、日頃の疲れやストレスを 私の場合、一つには、法律家団体の全国会 さて、年始早々、妙な問いかけで恐縮です 年四回、総会と常任委員会という

> 決集会に呼ばれること」、です。 ができるか、その意味で緊張感あることでも ます。しかもこれは必ず実現できるとは限ら あります。それは、「一年に一度は、争議の解 ないことですし、いつまでこれを続けること です。ぜひご参加を一 ングは三月一四日、一五日の山梨県石和温泉 上になるので、楽しみにしていることがあり 私の場合、今ひとつ、モチベーションの向

団は大抵褒めていただきます(笑)。 を持つことがあります。そうした集会は、多 未達成の課題を共有し、そこまでの到達を得 件では、争議が終結した際、勝利の成果や の事件を一定数担当しています。そうした事 くの場合酒食付きです(笑)。そして、 た関係者の健闘をたたえ合う、記念の集会 私は、労働事件、それも労働組合がらみ 弁護

ので、そのたたかいをご一緒して、自分一人 の維持・発展は、たたかってこそ得られるも すが、何よりの楽しみは、「権利と民主主義 めてもらって嬉しいですし、酒食も楽しみで こういう集会では皆さん笑顔ですし、 褒

> やっていて良かったーと心から思える瞬間。 だから、明日からまた困難な仕事に立ち向 ことを喜ぶ」、ということです。この仕事を と、そして自分もそのうちの一人にはなれた では得られなかった成果を多数の力で得たこ かおうと思えます。

うになりました。 会に呼ばれる」を弁護士活動の目標にするよ 腐らずにやっていけるなということを経験し て、私はいつしか、「一年に一度は争議解決集 年に一回くらい、こういう機会があると、

できました。 ちろんその目標が達成できなかった年もあり らない。自分でもコントロールできないこの 事故に関わるいわき市民訴訟の集い、一年に 雇い止め争議でのたたかいと、福島第一原発 た年のほうが多く、二〇二四年はある労組の ましたが、幸いなことにこれまでは達成でき 目標は、なかなかスリリングな目標です。も 一回、目標達成となる機会に参加することが もちろん、争議はいつ終わるかわからない 終わったとしても成果を得られるとは限

よろしくお願い申し上げます。 今年もこの勢いで頑張りたいです。本年も

|青法協弁学合同部会議長 笹山尚人

・旧刊 新刊 多くの方に読んでいただきたい岩波ブックレット 樋口英明 著 原発と同窓 国の責任を認めない最高裁判決の罪 千葉 (ノーモア原発公害市民連絡会) 宮腰 直子 樋口 英明

かの分かれ道にある、

ても過言ではありません。

配と民主主義を守れるかどう

今

されました。

年(二〇二五年)一月七日、 ット「原発と司法」(税込六九三円)が発売 岩波ブックレ

だきたく、ご紹介します。 原発の危険性と司法の危機について考えていた ぜひ多くの方に手に取ってお読みいただき、

定を出しました。 高浜原発三・四号機の再稼働差止めの仮処分決 原発三・四号機の運転差止めを命じる判決や、 |者の樋口英明さんは、 官です。福井地裁の裁判長として、 原発を止めた裁判 大飯

任を否定した二〇二二・六・一七最高裁判決の誤 かります。 い込んでいるだけだと。この本を読めばそれがわ います。難しいという先入観によって難しいと思 樋口さんは、原発問題は決して難しくないとい また、 樋口さんは、 原発事故の国の責

> 侵されていることに警笛を鳴らしています。 りを指摘し、 法律や原発に詳しくないという方でも読めば 司法の本質が歪められ、法の支配が

決を是正するための活動等に取り組む「ノーモア 演活動を続けてこられました。六・一七最高裁判 もきっと新たな気付きがあると思います。 納得されること請け合いです。法律家が読んで に分かりやすく伝えるため、執筆活動や全国で講 樋口さんは、定年退官後、原発の危険性を市民

原発公害市民連絡会」(https://www.genpatsu

さい)。ノーモア

原発公害市民連絡

呼ばれれば全国どこへでも駆けつけて原発と司法 kogai.net/)の特別顧問にも就任されています。

について講演をしてくださるそうです。

を侵していることにあります。私たちは、法の支 が行政と一体となって法の支配と民主主義 ・一七最高裁判決の本質は、司法の最高府

演会を企画していただけない レットを教材に樋口さんの講

会員の皆様には、このブック

たいと考えています。

青法協

人々にまずは一万部お届けし このブックレットを全国

0

ださいますようお願いします。 でしょうか。どうぞご協力く

FAX〇三一三八一八一六一五四、t-onodera@ 協同法律事務所(電話〇三—三八一八—六一五一、 送料無料、 法律事務所あてに冊数・氏名・送付先・電話・メ 三〇部以上まとめて購入される場合も小野寺協同 mue.biglobe.ne.jp) にお問い合わせください。 ルを記載してお申込みください(FAX奨励 樋口さんの講演会を希望される方は、 三〇冊未満は書店・ネットで購入くだ 小野寺

問い合わせくださ がありますのでお 会が講師派遣費用 を援助できる場合

> $\overline{\bigcirc}$ 一五年一月七日発行

発行 :岩波書店

著者:樋口英明

定価:六九三円 七二頁

青法協弁学合同部会は、

後記の要領で第四回拡大常任委員会(春の全国ミーティング・山梨

 $\overline{\bigcirc}$

|四年度第四回拡大常任委員会 (春の全国ミーティング・山梨)のご案内

今後の日程

【常任委員会(全国ミーティング)】

*第4回(春)

3月14日(金)

~15日(土) 山 梨

【第56回定時総会】

6月28日(土) ~29日(日) 神奈川

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望 する方は、本部事務局までご 連絡ください。

【修習生委員会】

2月14日(金)10時半~

【広報委員会】

2月27日(木)18時~

を行います。常任委員以外の方も奮ってご参加下さい。 場 Н □地元企画 」特別講演 所 時 二〇二四年三月 記 「福井女子中学生殺人事件と再審法改正の現状と課題 福祉分野での労働事件 報告:雨松拓真会員、 講師:吉川健司会員 四日 (金) | 三時~| 四日 (土) | 二]時 (予定 加藤英輔弁護士、



ローガンが書かれていた。 に所属法律事務所の全国の支店名や営業ス 相手方の若い弁護士からもらった名刺の裏 護士に転職を呼び掛けるなんて言葉を失う。 けた広告を撮ったものが先々月号の表紙写 裁判所に行ってみて地下鉄霞ヶ関駅で見か ウェブ会議でめったに足を運ばなくなった ぜわしい毎日の連続で今年も暮れてゆく。▼ はこうした求人会社の格好の対象。 る。こうして四季折々の味わいの間もなく気 ▼司法試験合格者の大増員後、 いや~時代は変わったものですね。 新人弁護士は今 若い弁護士 かつて 弁

□オプショナルツアー

※詳細は別途送付の常任委員会のご案内をご参照頂くか、

弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。

__若手弁護士実務講座

「労働事件の初歩」 「ワイナリー巡り」

報告:

雨松拓真会員、

加藤英輔弁護士

労働組合の方

編集後記

思うと郵便局から早くも

年賀状予約の連絡が来

終わり秋が始まったかと 過ぎて行く。加えて夏が のぞみ級、のスピードで ▼歳を重ねると

ったら今、これを書いていなかっただろう。

かつての多くの受験生の思いはいかに。

シキを差しつつも志を遂げず故郷に帰った

学習のためか蓄膿症を患い、 や「社員」なのである。

治療薬ミナト

▼一日下を向いての